



お気軽に  
ご相談ください!

福祉事務所子育て支援係  
保健師  
かみや かずき  
神谷 一樹さん

## 5歳児健診ってなーに?

問 / 福祉事務所子育て支援係 ☎72-1123(内線505)

5歳児健診とは市内の年中児を対象にした健診です。「1歳6カ月児健診や3歳児健診は聞いたことあるけど、5歳児健診は...」と思う方も多いのではないのでしょうか。この健診は3年前から始まったもので、聞きなれないかと思いますが、

始めたきっかけは、保護者の「なにか気になる」「小学校入学は大丈夫かな?」そんな声でした。子どもの成長過程において常に不安はあると思いますが、小学校入学となると不安のハードルも一層高まるのではないのでしょうか。「朝起きられるかな」「友達と仲良くできるかな」など、考えたらキリがないと思います。そんな声に寄り添い、不安の軽減につながればという思いで健診がスタートしました。

健診では、子どもの現在の成長を確認するとともに、振り返る機会にしてほしいと思っています。そして、健診を通して苦手なことがあった時は、子どものためにできることを、一緒に考えていくことがこの健診の目的です。

でも、「小学校入学のための準備なら年長さんになってから健診して成長を振り返ればいいのでは?」と思ってしまうかもしれません。子どもの成長を思い浮かべてください。1年間の成長は本当に大きい

です。1年前と現在では色々なことが出来るようになっていやすよね。早いうちに支援すること、よりたくさんの子供を吸収してあげたいです。また、入学まで1年間の準備期間があると思うと気持ちも楽になるのではないのでしょうか。

健診の詳しい内容につきましては、各園を回るなどして対象となる保護者の方に説明し、現在、4月～9月生まれの子の保護者に、アンケート協力をいただいております。

子どもの成長は嬉しいことあれば、不安もあると思います。気になる事がありましたらお気軽にご相談ください。

福祉事務所 子育て支援係  
72-1123(内線508)

◆宮崎県子ども若者総合相談センター「わかば」の紹介  
県の委託により、0歳～39歳までの悩みを抱えている若者達を対象にした相談を無料で行っています。

子ども若者に関するごなら、どなたからの相談も受け付けます。  
窓口 一般社団法人 サポートハウス虹  
☎0985-417830  
FAX0985-417831  
Mail:soudan@niyazaki-kowaka.jp

## 子育て info

●7月10日(水) 1歳6カ月児健診

●7月17日(水) 乳児健診

それぞれ、対象児には個別に案内しています。

●予防接種

予防接種は病気にかかる前にワクチン接種しておくことが大事なポイントです。「生後2カ月からのワクチンデビュー」をおすすめしています。

●「子ども発達相談室」

言葉など発達に関して気になるお子さんへの支援やその周りの大人への関わり方の助言をします。どうぞご相談ください。お一人ずつ予約制で対応させていただきます。

●対象児 未就学児

●期 日 毎週金曜日 午前中

●場 所 串間市総合保健福祉センター2階  
すこやか広場



ハッピー  
スマイル

なす こたろう  
那須 琥太郎くん

平成30年7月10日生

なす 那須輝さん・まゆみさんの長男  
(福島地区・天神)

最近やっと動けるようになってきて、いろいろな物に興味を持つようになり、よく動いて遊んでいます。子育ては楽しく頑張っています。病気をせず元気に育ててほしいですね。

Happy Smile

## 児童扶養手当について

問 / 福祉事務所 こども政策係 ☎72-1123(内線507)

すくすく  
のびのび

子育て支援情報

## 児童扶養手当とは?

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対して、生活の安定と自立を促進するために手当を支給し、児童の健全育成を図る制度です。

### 受給資格

次のいずれかの条件にあてはまる児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子、または一定の障がいがある場合は、20歳未満の子)を監護している父、母または父母にかわってその児童を養育している養育者(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)が受給できます。

① 父母が婚姻を解消した児童

② 父(母)が死亡した児童

③ 父(母)が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

④ 父(母)に引き続き1年以上遺棄されている児童

⑤ 父(母)が生死不明の児童

⑥ 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑦ 母の婚姻(事実婚も含む)によらないで生まれた児童

⑧ 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

### 支給対象外(児童)

- ・日本国内に住所を有しないとき
- ・里親に委託されているとき
- ・児童が請求者と異なる父(母)と生計を同じくしているとき
- ・児童が父(母)の配偶者(事実婚を含む)に養育されているとき
- ・児童福祉施設および障がい者福祉施設に入所しているとき

### 支給対象外(父母)

父(母)が婚姻の届出をしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係も含む)にあるとき

### 手当額 (平成31年4月1日現在)

受給者の所得に応じて全部支給・一部支給に区分され、一部支給の場合は、所得金額に応じて手当額および加算額が異なります。

対象児童	全部支給	一部支給
1人目	42,910円	42,900円～10,120円
2人目加算	10,140円	10,130円～5,070円
3人目以降加算	6,080円	6,070円～3,040円

※手当額については、物価指数によって変動します。

※3人目以降加算は、1人あたりの加算額です。

### 支給制限

受給資格者および扶養義務者などの前年の所得が児童扶養手当で定める所得限度額以上ある場合は、手当が1年間支給停止になります(詳しくはこども政策係までお問い合わせください)。

### 手当を受ける手続き

手当を受けるには、串間市福祉事務所認定請求の手続きをしてください(受給資格があっても申請の手続きをしないと手当は受けられません)。

手続きに来られる際は、申請に必要な書類についての説明などがありますので、必ず事前に電話などでお問い合わせください。

## 串間市第3子以降出生祝金の終了について

第3子以降の出生を奨励し、多子世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな育成および市の活性化を図ることを目的とする第3子以降出生祝金支給を平成27年度から実施してきたところですが、令和元年度をもちまして、終了することとなりました。ご理解のほどよろしくお願いたします。